

栃木県公安委員会告示第61号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条表6上欄の規定による栃木県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、下表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和6年6月1日から施行する。

令和5年11月30日

栃木県公安委員会委員長 蓬田 勝美

路 線	区 間
国道4号	栃 木 県 の 全 域
国道50号	
国道119号	
国道121号	
国道123号	
国道293号	
国道294号	
国道408号	最高速度80キロメートル毎時区間に限る
県道2号（宇都宮栃木線）	栃 木 県 の 全 域
県道10号（宇都宮那須烏山線）	
県道125号（氏家宇都宮線）	